

東京大学駒場図書館利用規則

制定 平成16年4月 1日
駒場図書館運営委員会

(目的)

第1条 この規則は、東京大学駒場図書館規則（以下「図書館規則」という。）第6条の規定に基づき、東京大学駒場図書館（以下「本館」という。）の利用について、同規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(開館日)

第2条 本館は、次の閉館日を除き、毎日開館する。

- (1) 12月28日から翌年1月4日までの日。ただし、12月27日が土曜日の場合及び1月5日が日曜日の場合はこれを含む。
- (2) 毎月の館内整備日
- (3) 蔵書点検期間
- (4) 大学入試センター試験日及び入学者選抜第二次試験日
- (5) 駒場祭期間

2 東京大学駒場図書館長（以下「館長」という。）は、特に必要があると認める場合には、臨時に開館又は閉館することができる。

(開館時間)

第3条 開館時間は、概ね次の基準に基づき、授業期間及び試験期間等を考慮の上、館長が別に定める。

期 間	授業期間及び試験期間	休業期間		
		夏季休業期間	冬季休業期間	春季休業期間
平 日	8時40分から 22時00分まで	8時40分から 20時00分まで	8時40分から 17時00分まで	8時40分から 17時00分まで
土曜日 日曜日 休 日	10時00分から 19時00分まで	10時00分から 19時00分まで	10時00分から 19時00分まで	閉館
備考				館長が別に定める 期間は夏季休業期 間に同じ。

(入館証・利用証)

第4条 図書館規則第7条第1号から第2号に掲げる者のうち、東京大学（以下、「本学」という。）からICカードによる職員証又は学生証の発行を受けた者は、当該カードを図書館利用証（以下「利用証」という。）とする。ただし、ICカード職員証が発行されない者には、利用証として図書館専用ICカードを貸与する。

2 図書館規則第7条第3号から第4号に掲げる者のうち、本学の元常勤教員、本館または東京大学大学院総合文化研究科図書館と相互利用に関する協定を締結した機関に所属する者及び本学教育学部附属中等教育学校生徒（後期課程）には、利用証として図書館専用ICカードを貸与する。

3 図書館規則第7条第4号に掲げる者のうち、本学の卒業生、修了生及び元常勤職員には、入館証を交付する。

- 4 利用証及び入館証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 第1項から第3項に該当する利用者は、身分証明書及び利用証又は入館証を常に携帯し、本館職員から提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(館内閲覧)

第5条 利用者は、本館の図書その他の資料（以下「図書館資料」という。）を館内で閲覧することができる。ただし、貴重図書については、本館職員の出納により、指定の場所で閲覧しなければならない。

(資料の利用の制限)

第6条 次の各号に定める場合には、資料の利用を制限することができる。

- (1) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報（個人の情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分。
- (2) 図書館資料の全部又は一部を、一定の期間、公にしないことを条件に個人又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間。
- (3) 図書館資料の原本を利用させることにより当該原本の破損もしくはその汚損を生じるおそれがある場合。
- (4) 試験期間中において閲覧室等が非常に混雑している場合等、本学の学習、教育、研究に支障をきたすおそれがある場合。

(館外貸出)

第7条 館長は、第4条に基づき利用証を交付された者に、本館の図書館資料の館外貸出を許可することができる。

2 次の各号に定める資料は、館外貸出を行わない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書
- (3) 未製本の逐次刊行物
- (4) その他特に指定した図書館資料

第8条 館長は、特に必要と認めるときは、利用者に対して貸出中の図書館資料の返却を求めることができる。

(転貸禁止)

第9条 利用者は、館外貸出を受けた図書館資料を他の人に転貸してはならない。

(複写・撮影)

第10条 本館の図書館資料の複写又は撮影を希望する者は、所定の手続により申込まなければならない。

(参考調査)

第11条 利用者は、研究、教育又は学習上必要があるときは、参考となる情報の提供又は関係図書館資料の調査について、本館に依頼することができる。

(相互利用)

第12条 本学の教員、職員、学部学生、大学院学生、研究生及び聴講生等は、研究、教

育又は学習上必要があるときは、本学以外の図書館等が所蔵する図書館資料の利用について、本館に依頼することができる。

2 前項の利用に要する経費は、依頼者が負担しなければならない。

第13条 本館は、本学以外の図書館等から、本館の図書館資料の貸出又は複写の申込みがあった場合は、本学の利用に支障のない限りこれに応じるものとする。

(施設の利用)

第14条 本館の施設の利用を希望する者は、所定の手続により申込まなければならない。

(利用停止)

第15条 館長は、この規則に違反した者に対して、利用を停止することができる。又、本館職員の指示に従わない者に対して、退館を命ずることができる。

(賠償責任)

第16条 利用者は、本館の図書館資料又は設備・備品等を故意又は過失により亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の漏えい防止のための措置)

第17条 館長は、本館の図書館資料のうち公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第5項第3号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる図書館資料を所蔵する場合は、当該図書館資料について、東京大学の保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則に準じ、必要な措置を講じる。

(雑則)

第18条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、館長が別に細則で定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年12月6日から施行する。

附 則
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成27年4月1日から施行する。